

平成12年度

情報公開制度の実施状況

越谷市総務部情報公開室

目 次

| | | |
|-----|---------------|----|
| 第 1 | 情報公開制度の実施状況 | |
| 1 | 公開請求の件数及び処理状況 | 1 |
| 2 | 非公開決定等の理由 | 3 |
| 3 | 公開請求処理状況 | 3 |
| 第 2 | 情報公開審査会の運営状況 | |
| 1 | 情報公開審査会 | 26 |
| 2 | 不服申立ての状況 | 26 |
| 3 | 審査会の開催状況 | 26 |
| 4 | 審査会答申 | 30 |
| | 資料 | |
| 1 | 越谷市情報公開条例 | 48 |

第1 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成12年度の請求件数は32件で、公開請求の対象となった公文書は128文書でした。なお、実施機関別の請求件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含めた公開率は、78.9%となっています。また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別請求件数及び処理状況 (件)

| 実 施 機 関 | 請求 件数 | 処 理 状 況 | | | | |
|---------------|----------|---------|------|-----|-----|-----|
| | | 公 開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ | 合 計 |
| 市 長 | 28 | 13 | 14 | 6 | 1 | 34 |
| 教 育 委 員 会 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 公 平 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 査 委 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農 業 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議 会 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 合 計 | 32 | 13 | 17 | 8 | 1 | 39 |

1件の請求で複数の文書が対象となる場合があるため、1件に対し複数の決定が行われることがあります。したがって、請求件数と処理状況の合計は、一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数 (件)

| 請 求 者 の 区 分 | 件数 |
|-----------------------------|----|
| 市内に住所を有する者 | 16 |
| 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 | 2 |
| 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 | 0 |
| 市内に存する学校に在学する者 | 0 |
| 公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの | 1 |
| その他 | 13 |

表3 課別処理状況

(件)

| 課名 | | 処 理 状 況 | | | | |
|---------|----------|---------|------|-----|-----|-----|
| | | 公 開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ | 合 計 |
| 市 | 秘書課 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 広報広聴課 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 企画課 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 財政課 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 庶務課 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 情報公開室 | 2 | 2 | 0 | 1 | 5 |
| | 人事課 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 契約課 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 管財課 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 自治振興課 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| | 障害福祉課 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 市民健康課 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 保育課 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| | 環境保全課 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| | 道路総務課 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 公園緑地課 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| | 小 計 | | 13 | 14 | 6 | 1 |
| 教委 | 保健給食課 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| | 生涯学習センター | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 小 計 | | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| 選挙管理委員会 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 議会 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 合 計 | | 13 | 17 | 8 | 1 | 39 |

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報と第7条第2号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。(表4)

表4 非公開又は部分公開の理由

| 理 由 | 件数 |
|-------------------------|----|
| 個人に関する情報(第7条第1号) | 11 |
| 法人等に関する情報(第7条第2号) | 10 |
| 国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号) | 1 |
| 公共の安全等に関する情報(第7条第4号) | 0 |
| 審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号) | 2 |
| 事務又は事業に関する情報(第7条第6号) | 3 |
| 法令秘情報(第7条第7号) | 0 |
| 存否不回答(第10条) | 1 |
| 文書不存在 | 7 |
| その他 | 1 |

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求処理状況

公開請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 公開請求処理状況（4月分）

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|-------------|---------------------------------|--------|-------|------------------|----------|----|---------|------|---------------|--------|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 1 12.4.3 | 平成11年10月に開催された越谷市特別職報酬等審議会の答申書の | 市内の個人 | 1 | ・越谷市特別職報酬等審議会答申書 | 公開 | | 0円 | 40円 | 市長 (人事課) | 12.4.6 | |

（5月分）

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|--------------|--|--------|-------|--|----------|--------|---------|------|---------------|---------|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 2 12.5.8 | 越谷市オウム真理教対策本部設置要綱 「転入拒否」のプラカード設置についての討議記録 | 市内の個人 | 4 | ・越谷市オウム真理教対策本部設置要綱 ・第1回越谷市オウム真理教対策本部会議の実施内容について（報告） ・第2回越谷市オウム真理教対策本部会議の実施内容について（報告） ・オウム真理教信者の対応について | 部分公開 | 第7条第1号 | 0円 | 80円 | 市長 (自治振興課) | 12.5.22 | |
| 3 12.5.16 | 民主音楽協会への感謝状贈呈に係る経緯及び感謝状の文面のわかるもの（感謝状発行基準含む） | 市内の個人 | 1 | ・感謝状の贈呈について（伺い） | 公開 | 第7条第2号 | 0円 | 90円 | 市長 (秘書課) | 12.5.18 | |

(6月分)

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|--------------|---|--------|-------|--|----------|----------------------------|---------|------|---------------|---------|------------------|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 4 12.6.6 | 平成7年度及び平成10年度越谷市医師会立訪問看護ステーション助成金申請書、許可書、事業実績報告書、及び事業実績に関する領収書とその関係書類 | 市内の個人 | | | 非公開 | 不存在 適用外 | | | 市長 (市民健康課) | 12.6.16 | 12.7.17 異議申立て |
| 5 12.6.6 | 境界変更に係る埼玉県市町村課との協議(11.12.17日)との協議(12.2.15日) | 市内の個人 | 2 | ・行政境界変更に係る県市町村課と両市との協議 ・行政境界変更に係る両市との協議 | 部分公開 | 第7条第1号 第7条第3号 第7条第5号 | 0円 | 30円 | 市長 (庶務課) | 12.6.20 | |
| 6 12.6.12 | 平成12年6月12日の藤林議員の一般質問にかかる録音テープ | その他 | | | 非公開 | 不存在 | | | 議会 (議事課) | 12.6.22 | 12.6.27 異議申立て |
| 7 12.6.26 | 越谷市個人情報保護制度検討委員会第1回から第5回検討委員会資料及び会議録 | 市内の個人 | 10 | ・第1～5回越谷市個人情報保護制度検討委員会配布資料(5件、30文書) ・第1～5回越谷市個人情報保護制度検討委員会会議録(5件) | 公開 | | 0円 | 470円 | 市長 (情報公開室) | 12.7.6 | |

(7月分)

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|-------------|--|--------|-------|----------------------------------|----------|------------|--|------|---------------|---------------|---------|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | | | |
| 8 12.7.3 | 岡田正男室長が引き受けた 事務引継書 2000年度歳出・入予算 見積調書等の起案書 情報公開審査会委員の委嘱 に係る起案書 情報公開室 | その他 | 1 | ・事務引継書(平成12年4月3日、引受者 総務部情報公開室長) | 公開 | | | | | | |
| | | | 1 | ・平成12年度当初予算見積書の提出について(伺い) | 部分公開 | 第7条 第6号 | 決裁後調整過程で 記入した算定基礎 及び調整額 | 600円 | 300円 | 市長 (情報公開室) | 12.7.17 |
| | | | 1 | ・越谷市情報公開審査会委員の委嘱及び委嘱式の開催について(伺い) | 部分公開 | 第7条 第1号 | 選出経過のうち委員以外の個人が識別できる部分 本籍、現住所、自宅の電話、生年月日、最終学歴、経歴、所属団体、賞罰の有無及び委員の印影(新聞等により公にされてい る部分を除く。) | | | | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 区分 | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|--------------|--|--------|-------|---|----|----------|-------|---------|--------|---------------|--------|----|
| | | | 件数 | 件名 | | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 9 12.7.24 | <p>県から收受した市町村合併に係る文書すべて 県へ提出した市町村合併に係る文書の起案書 ともに 1999.4.1 ~ 2000.7.24分 企画課</p> | | 16 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併関係資料の送付について(通知)(平成11年4月19日收受) 市町村合併推進本部の設置に関する資料の送付について(通知)(平成11年7月27日收受) 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正について(通知)(平成11年8月5日收受) 市町村の合併の推進についての指針の策定について(通知)(平成11年9月10日收受) 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第2項の規定による指定について(通知)(平成12年2月2日收受) 市町村合併推進本部第3回会議の資料の送付について(通知)(平成12年3月15日收受) 市町村合併に関する県民意識の実施について(平成12年6月16日收受) 市町村合併に関する県民意識調査の実施に係る説明会次第及び配布資料(資料1~5)(平成12年6月27日收受) | 公開 | | | 3,400円 | 2,210円 | 市長 (企画課) | 12.8.4 | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|-----|-------|--------|-------|--|----------|------------|--------------------------|---------|------|---------------|-----|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併に関する資料の送付について(平成12年4月7日收受) ・"(平成12年4月17日收受) ・"(平成12年4月28日收受) ・"(平成12年5月16日收受) ・"(平成12年6月6日收受) ・"(平成12年6月16日收受) ・"(平成12年7月3日收受) ・"(平成12年7月14日收受) | | | | | | | | |
| | | | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併に関する市町村長及び議会議員意識調査について(同い)(平成12年7月17日決裁) | 部分公開 | 第7条 第5号 | 越谷市長の回答 (F1.F2の回答を除く) | | | | | |

(9月分)

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|--------------|--|-----------|-------|--|----------|------------|---------------|---------|------|---------------|---------|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 10 12.9.1 | 市の委託事業「交流センター しんめい」の事業概要及び決 算書(平成10年度、平成11 年度)、委託契約書(平成11 年度、平成12年度) | 市内の 個人 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・越谷市障害者福祉交流センター「しんめい」平成10年度決算書(事業概要付) ・越谷市障害者福祉交流センター「しんめい」平成11年度決算書(事業概要付) ・越谷市障害者福祉交流センター管理運営業務委託契約書(平成11年度) ・越谷市障害者福祉交流センター運営事業委託契約書(平成12年度) | 部分公開 | 第7条 第2号 | 法人の代表者の印 影 | 0円 | 200円 | 市長 (障害福祉課) | 12.9.5 | |
| 11 12.9.7 | オウム真理教団(アレフに改称)に関する埼玉県調査結果提供請求に対する公安調査庁の回答について | 市内の 個人 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教団(アレフに改称)に関する埼玉県の調査結果提供請求に対する公安調査庁の回答について | 公開 | | | 0円 | 70円 | 市長 (自治振興課) | 12.9.19 | |

(10月分)

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 区分 | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|----------------|---|--------|-------|--|----|----------|-------|---------|------|---------------|----------|----|
| | | | 件数 | 件名 | | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 11 12.10.16 | 北都市民会館を含む別紙7施設の清掃、設備、警備等に係る平成12年度分の委託契約の入札若しくは見積り合せの行われた日、落札価格と指名業者のわかるもの(別紙省略) | その他 | 19 | 業者選考・見積開札記録書のうち、件名・場所・見積業者選定同・見積開札記録の部分 19件 ・北都市民会館清掃・設備管理等委託 ・北都市民会館冷暖房設備保守 ・北都市民会館警備委託 ・保健センター清掃委託 ・保健センター空調機保守 ・児童館コスモス清掃委託 ・児童館コスモス空調設備保守 ・防犯等警備業務委託(児童館コスモス) ・児童館ヒマワリ警備委託 ・児童館ヒマワリ清掃・設備保守 ・市立図書館清掃委託 ・市立図書館施設・設備等保守管理 ・市立図書館警備業務 ・警備業務委託(出羽公民館外10施設) ・蒲生公民館清掃業務委託 ・新方公民館清掃業務委託 ・冷暖房機アロエース本体保守管理(増林公民館外9施設) ・桜井公民館清掃業務委託 ・市庁舎清掃委託 | 公開 | 理由 | | 3,800円 | 190円 | 市長 (契約課) | 12.10.27 | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|-----|--|-----------|-------|--|----------|------------|----------|---------|------|---------------|----------|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 13 | 12.10.19 公害苦情受理(処理)報告書 (受付番号11年度A-15) | 市内の 法人 | 1 | ・公害苦情受理(処理)報告書(受付番号11年度A-15) | 部分公開 | 第7条 第1号 | 個人の氏名、住所 | 0円 | 10円 | 市長 (環境保全課) | 12.10.24 | |
| 14 | 12.10.20 「平成11・12年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち索引の部分 | その他 | 1 | ・「平成11・12年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)」のうち索引の部分 | 公開 | | | 200円 | 0円 | 市長 (契約課) | 12.10.27 | |
| 15 | 12.10.25 水道管理システム特定事業所管理、総量規制対象事業場400m3/日以上の事業所名、住所の一覧 | その他 | 1 | ・水道管理システム特定事業所管理、総量規制対象事業場400m3/日以上の事業所名、住所の一覧 | 公開 | | | 200円 | 10円 | 市長 (環境保全課) | 12.11.6 | |
| 16 | 12.10.26 「平成11・12年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち紙に係る商号又は名称・代表者氏名・住所・電話番号・ファクシミリ番号及び取り扱い内容・メーカー・代理店・特約店の部分 | その他 | 1 | ・「平成11・12年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)」のうち紙に係る商号又は名称・代表者氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び取り扱い内容、メーカー、代理店・特約店の部分 | 公開 | | | 200円 | 40円 | 市長 (契約課) | 12.10.27 | |

(1 1 月分)

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|----------------|---|--------|-------|--|----------|---------|---------|------|---------------|----------|---------------------------|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 17 12.11.8 | 平成12年度「あだたら高原少年自然の家」食事賄い業務委託に係る業者選考・見積開札記録書 | その他 | 1 | ・平成12年度「あだたら高原少年自然の家」食事賄い業務委託に係る業者選考・見積開札記録書 | 公開 | | 200円 | 10円 | 市長 (契約課) | 12.11.8 | |
| 18 12.11.16 | ・平方公園拡張に関する要望書(平成11年4月1日以後) ・平方公園拡張に係る測量に関する起案書及び図面 ・平方公園が拡張することになった経緯がわかる文書(平成11年4月1日以後) | 市内の個人 | 1 | ・平方公園拡張に関する要望書(平成11年4月1日以後) | 非公開 | 不存在 | | | 市長 (広報広聴課) | 12.11.29 | 平成11年3月31日以前について情報提供により対応 |
| | | | | ・業務の執行について(平方公園測量等業務委託) | 部分公開 | 第7条第6号イ | 0円 | 30円 | 市長 (公園緑地課) | 12.11.30 | 平成11年3月31日以前について情報提供により対応 |
| | | | | ・平方公園が拡張することになった経緯がわかる文書(平成11年4月1日以後) | 非公開 | 不存在 | | | | | |

(1 2 月 分)

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|----------------|--|--------|-------|----|----------|-------------------|---------|------|---------------|----------|---|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 19 12.12.20 | 平成11年4月1日以降現在居 返の間、越谷市が(年月 住の)越谷市業務(主とし 日生)都市整備・都市計画・市街 地保障等に関する越谷市行政 政・執行に因る業務妨害の為 越谷市庁舎内所管課に侵入 (乱入)業務妨害(威力)・ 暴行等被疑事件の現行犯等で 逮捕されるに及んだ事務の有 無の確認 同上事件の所轄課 員の越谷市長に対する「報告 書」・現勢状況把握の為の「写 真」「見取図」所轄警察署に対 する越谷市の「出動要請書」・ 「結果報告書」等一連の関係 文書 | その他 | | | 非公開 | 第10条 存否 不回答 | | | 市長 (管財課) | 12.12.27 | 平成11 年3月 31日以 前分 につ いて 情報 提供 の申 出が あり 同様 に回 答 13.1.5 異議 申 立て |

(1月分)

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|-----|--|--------|-------|--|----------|-------------------|---------|------|---------------|---------|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 20 | 平成11・12年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち文房具、スポーツ用品に係る商号又は名称・代表者氏名・住所・電話番号・ファクシミリ番号及び取り扱い内容・メーカー・代理店・特約店の部分 | その他 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 平成11・12年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち文房具、スポーツ用品に係る商号又は名称・代表者氏名・住所・電話番号・ファクシミリ番号及び取り扱い内容・メーカー・代理店・特約店の部分 | 公開 | | 200円 | 80円 | 市長 (契約課) | 13.1.15 | |
| 21 | ダイア建設より市長あてに提出された環境配慮報告書(平成12年8月16日提出)と最終環境配慮報告書(平成12年9月14日提出) | 市内の個人 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 環境配慮報告書(平成12年8月16日、ダイア建設提出) 最終環境配慮報告書(平成12年9月14日、ダイア建設提出) | 部分公開 | 第7条 第1号 第2号 | 0円 | 660円 | 市長 (環境保全課) | 13.2.13 | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|---------------|---|-----------|-------|----|----------|-----|-------|---------|------|---------------|--------|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 22 13.1.30 | 平成12年度当初予算 土地 開発公社の土地先行取得依頼 にかかわる公社、財政課、事 業課、三者の協議内容がわか るもの(財政課保有分) | 市内の 個人 | | | 非公開 | 不存在 | | | | 市長 (財政課) | 13.2.6 | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 区分 | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|---------------|---|--------|-------|---|------|-------------------|---|---------|------|---------------|---------|----|
| | | | 件数 | 件名 | | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 24 13.2.14 | 越谷市長島自治会館建設に伴う用地取得事業の補助申請に係わる書面 <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設整備事業実施要望書 ・集会施設整備事業補助金交付内定通知書 ・集会施設整備事業補助金交付申請書 ・集会施設整備事業補助金交付決定通知書 ・集会施設整備事業補助金請求書 ・支出負担行為書(平成12年8月11日決裁002065-0) ・支出命令書(平成12年8月24日決裁028428) | 市内の個人 | 7 | 越谷市長島自治会館建設に伴う用地取得事業の補助申請に係わる書面 <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設整備事業実施要望書 ・集会施設整備事業補助金交付内定通知書 ・集会施設整備事業補助金交付申請書 ・集会施設整備事業補助金交付決定通知書 ・集会施設整備事業補助金交付請求書 ・支出負担行為書(平成12年8月11日決裁002065-0) ・支出命令書(平成12年8月24日決裁028428) | 部分公開 | 第7条 第1号 第2号 | <ul style="list-style-type: none"> ・集会施設整備事業のうち、個人の氏名、自治会での役職名、印影、自治会の代表者の住所及び個人の印影 ・土地利用、造成計画、排水施設計画平面図 ・土地売買契約書のうち、売主、買主の住所、氏名 | 0円 | 160円 | 市長 (自治振興課) | 13.2.27 | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|-----|-------|--------|-------|----|----------|---|---------|------|---------------|-----|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| | | | | | | 非公開部分 ・集会施設整備備事 業補助金交付 内定通知書及 び集会施設整 備事業補助金 交付決定通知 書のうち、個人 の氏名、自治会 での役職名 ・集会施設整備備事 業補助金交付 請求書のうち、 個人の氏名、印 影、自治会での 役職名、自治会 の代表者の住 所及び個人のの 印影、振込先金 融機関名、預金 種目、口座番 号、口座名義人 ・支出負担行為 のうち、自治会 の代表者の住 所 ・支出命令書のう ち、自治会の代 表者の住所、口 座振込先 | | | | | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 | |
|-----|---|--------|-------|--|----------|-------------------|---|------|---------------|---------------|---------|---------------------------|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | | |
| 25 | 13.2.20 特殊車輻通行許可協議書(平成13年2月1日付) 運搬計画届出書 | 市内の個人 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊車輻通行許可協議書(平成13年2月1日付) 特殊車輻通行許可協議書(平成13年1月30日付) 運搬計画届出書 | 部分公開 | 第7条 第1号 第2号 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊車輻通行許可申請書(新規)における法人の代表者の印影、担当者名及び電話番号 自動車検査証の写しのうち所有者の氏名又は名称と所有者の住所及び使用の本拠の位置・自動車の所在する位置 運転免許証の写し 新規開発車両設計製作基準適合証明書(写)にある社印 運搬計画届出書 鏡のうち届出者の代表者の印影 運搬計画届出書 鏡の連絡者のうち担当者氏名及び電話番号 | 0円 | 476円 | 市長 (道路総務課) | 13.3.16 | 第三者意見取のため決定期間を13.3.21まで延長 |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|-----|-------|--------|-------|----|----------|--|---------|------|---------------|-----|----|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| | | | | | | 非公開部分 印影 ・案内図・付近見 取図の作成業 者名のうち事 務所登録番号 及び建築士番 号、建築士名 ・通学路使用につ いて(南越谷小 学校)の土地所 有者・建築主の うち代表者の 印影 | | | | | |

(3 月分)

| | 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|----|---------|--|--------|-------|--|----------|----------------|---------|------|---------------|---------|----|
| | | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 26 | 13.3.7 | 平成 11・12 年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち、雑貨、金物に係る商号又は名称、代表者氏名、住所、電話番号及び取り扱い内容、メーカー、代理店、特約店の部分 | その他 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 11・12 年度指名競争入札参加資格者名簿(物品等)のうち、雑貨、金物に係る商号又は名称、代表者氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び取り扱い内容、メーカー、代理店、特約店の部分 | 公開 | | 200 円 | 40 円 | 市長 (契約課) | 13.3.12 | |
| 27 | 13.3.12 | 公立保育園職員の腸内細菌(食中毒)検査、保育園児の寄生虫卵(ぎょう虫卵)検査、並びに尿検査の業務委託状況(単価、決定業者)について。(委託契約書の写し等)平成 11~12 年度分。 | その他 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> 腸内細菌検査業務委託契約書(平成 11 年度) 腸内細菌検査業務委託契約書(平成 12 年度) 保育園児の寄生虫卵(ぎょう虫卵)検査に係る業者からの請求書(平成 11 年度 4 月分) 保育園児の寄生虫卵(ぎょう虫卵)検査に係る業者からの請求書(平成 12 年度 4 月分) | 部分公開 | 第 7 条 第 2 号 | 800 円 | 80 円 | 市長 (保育課) | 13.3.21 | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 保育園児の尿検査の業務委託状況(単価、決定業者)について(平成 11 年度、平成 12 年度) | 非公開 | 不存在 | | | | | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | | 公開に係る費用 | | 実施機関(所管課) | 決定日 | 備考 |
|-----|---|--------|-------|--|----------|--------|------------|---------|------|--------------|---------|---------------------------|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 28 | 学校給食の腸内細菌(食中毒)検査、公立幼稚園、小学校の寄生虫卵検査、小・中学生の腎臓(尿酸)検尿)心臓検診(心電図)検査の業務委託状況(単価、決定業者について。(委託契約書の写し等)平成11~12年度分 | その他 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> 腸内細菌検査業務委託契約書(平成11年度) 腸内細菌検査業務委託契約書(平成12年度) ぎょう虫卵検査業務委託契約書(平成11年度) ぎょう虫卵検査業務委託契約書(平成12年度) 尿検査業務委託契約書(平成11年度) 尿検査業務委託契約書(平成12年度) 心臓検診業務委託契約書(平成11年度) 心臓検診業務委託契約書(平成12年度) | 部分公開 | 第7条第2号 | 法人及び代表者の印影 | 1600円 | 250円 | 教育委員会(保健給食課) | 13.3.16 | |
| 29 | 「越谷市長が保有している公文書の情報提供に関する指針」(平成12年9月28日市長決裁。平成12年10月1日から施行) | 利害関係者 | | <ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園の寄生虫卵検査の業務委託状況 | 非公開 | 不存在 | | | | 市長(情報公開室) | | 13.3.12 取下げ(情報提供により対応) |

| | 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 |
|----|---------|--|--------|-------|---|----------|----------------------|---|---------|------|-----------------|---------|----|
| | | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | 複写料金 | | | |
| 30 | 13.3.14 | 選挙運動費用収支報告書の領収書(平成11年4月25日執行越谷市議会議員一般選挙分) | 市内の個人 | 1 | 選挙運動費用収支報告書の領収書(平成11年4月25日執行越谷市議会議員一般選挙分) | 部分公開 | 第7条第1号 第2号 | <ul style="list-style-type: none"> 個人の印影、選挙運動費用収支報告書に記載されていない個人名、自治会長の住所・電話番号 法人の印影、振込先銀行名、預金種目、口座番号 | 0円 | 0円 | 選挙管理委員会(事務局) | 13.3.22 | |
| 31 | 13.3.23 | 平成12年度分 ・助成金に対する越谷市連合婦人会からの要望書 ・生涯学習センター保有分の当初予算見積書のうち越谷市連合婦人会への助成金額のわかる部分 ・越谷市連合婦人会からの補助金交付申請書 | 市内の個人 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度助成金交付依頼について(平成11年10月29日付越谷市連合婦人会分) 平成12年度歳出当初予算見積書(連合婦人会助成金の部分) 平成12年度越谷市社会教育関係団体補助金等交付申請書(平成12年5月2日付越谷市連合婦人会分) | 部分公開 | 第7条第1号 第2号 第6号 | <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度役員名簿のうち会長及び各区会長以外の役員の名、平成11年度決算報告のうち監事の氏名 団体の代表者の印影 決裁後調整過程で記入した調整額 | 0円 | 160円 | 教育委員会(生涯学習センター) | 13.4.5 | |

| 請求日 | 請求の内容 | 請求者の区分 | 対象公文書 | | 公開決定等の内容 | | 公開に係る費用 | | 実施機関 (所管課) | 決定日 | 備考 | |
|---------------|--|--------|-------|---|----------|-------------------|--|-----|---------------|---------------|--------|------|
| | | | 件数 | 件名 | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 手数料 | | | | 複写料金 |
| 32 13.3.29 | 特殊車両通行認定申請書(受付番号79、80、82、92、93)に係る(表)の部分及び別記様式1並びに受付番号79に係る条件書 | 市内の個人 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊車両通行認定申請書(受付番号79)に係る(表)、別記様式及び条件書 特殊車両通行認定申請書(受付番号80)に係る(表)及び別記様式 特殊車両通行認定申請書(受付番号82)に係る(表)及び別記様式 特殊車両通行認定申請書(受付番号92)に係る(表)及び別記様式 特殊車両通行認定申請書(受付番号93)に係る(表)及び別記様式 | 部分公開 | 第7条 第1号 第2号 | <ul style="list-style-type: none"> 特殊車両通行認定申請書(新規)における担当者名及び電話番号 特殊車両通行認定申請書(新規)における法人及び代表者の印影 | 0円 | 130円 | 市長 (道路総務課) | 13.4.9 | |

第2 情報公開審査会の運営状況

1 情報公開審査会

審査会は、公開請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度について識見を有する3人の委員で構成されています。

(表6)

表6 審査会委員 (平成13年3月31日現在)

| 氏名 | 備考 |
|------|---------|
| 茅沼英幸 | 会長 |
| 野村武司 | 会長職務代理者 |
| 近藤勲 | |

2 不服申立ての状況

5件の異議申立てがございましたが、平成13年5月31日現在では、非公開決定を取り消し公開したものが1件、棄却の決定をしたものが1件、不適法な異議申立てとして審査会へ諮問しないで却下の決定をしたものが1件、取下げられたものが1件、検討中が1件となっています。

異議申立ての処理状況は、表8のとおりです。

3 審査会の開催状況

2件の諮問があり、審査会は5回開催されています。開催状況は、表7のとおりです。

表7 審査会開催状況

| | 開催日 | 主な内容 |
|-----|------------|----------------------|
| 第1回 | 平成12年8月29日 | ・第2号事案について審査 |
| 第2回 | 平成12年9月6日 | ・異議申立人の口頭意見陳述 ・審査 |
| 第3回 | 平成12年9月19日 | ・審査 |

| | | |
|-----|------------|---------------|
| 第4回 | 平成12年9月22日 | ・ 審査 |
| 第5回 | 平成13年3月30日 | ・ 第3号事案について審査 |

なお、第3号事案については、平成13年度においても引き続き審査が行われ、平成13年5月11日に答申しています。

表 8 異議申立て処理状況

| 受付 番号 | 異議申立 て年月日 | 請求の内容 | 原処分の内容 | | | 情報公開審査会 | | | | 異議申立てに対する決定 | | 実施機関 (所管課) |
|----------|--------------|---|--------|------------|-------|---------|-------------|--------------------------|----------|-------------|--|---------------|
| | | | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 諮問年月日 | 答申年月日 | 答申内容 | 決定年月日 | 内容 | | |
| 1 | 12.4.11 | 生活保護台帳ケース記録(個人) | 非公開 | 存否 不回答 | 全部 | | 12.4.27 取下げ | | | | | 市長 (社会福祉課) |
| 2 | 12.6.27 | 平成12年6月12日の藤林議員の一般質問にかかる録音テープ | 非公開 | 不存在 | 全部 | 12.7.6 | 12.9.22 | 実施機関の非公開決定は、取り消すのが妥当である。 | 12.10.17 | 非公開決定の取り消し | | 議会 (議会事務局) |
| 3 | 12.7.17 | 平成7年度及び平成10年度越谷市医師会立訪問看護ステーション助成金申請書、許可書、事業実績報告書、及び事業実績に関する領収書とその関係書類 | 非公開 | 不存在 適用外 | 全部 | | | 検討中 | | | | 市長 (市民健康課) |

| 受付 番号 | 異議申立 て年月日 | 請求(申出)の内容 | 原処分(回答)の内容 | | | 情報公開審査会 | | | 異議申立てに対する決定 | | 実施機関 (所管課) | |
|----------|--------------|--|-------------|-----------|-------|---------|-------|------|-------------|-------------|----------------|-------------|
| | | | 区分 | 理由 | 非公開部分 | 諮問年月日 | 答申年月日 | 答申内容 | 決定年月日 | 内容 | | |
| | 13.1.5 | 1.平成9年頃から同11年3月31日迄の間、越谷市居住の(年月日)生)が、2.越谷市業務(主として都市整備再開発・都市計画・市街地整備保障等に関する越谷市行政執行に伴う業務等)に関し、3.同人がその実力行使に因る越谷市庁舎内所管課に侵入(乱入)業務妨害(威力)暴行等被疑事件の現行犯等で逮捕されるに及んだ事件の事実の有無の確認、4.同上事件の所轄課員の越谷市長に対する「報告書」・現場状況把握の為の「写真」・「見取図」所轄警察署に対する越谷市の「出動要請書」「結果報告書」等一連の関係文書 | 情報提供しない旨の回答 | 存否 不回答 | 全部 | | | | 13.2.13 | 却下 (不適法) | 市長 (管財課) | |
| | 13.1.5 | 平成11年4月1日以降現在の間、越谷市居住の(年月日)越谷市業務(主として都市整備・都市計画・市街地保障等に関する越谷市行政執行に因る業務)妨害の為、越谷市庁舎内所管課に侵入(乱入)業務妨害(威力)・暴行等被疑事件の現行犯等で逮捕されるに及んだ事務の有無の確認、同上事件の所轄課員の越谷市長に対する「報告書」・現場状況把握の為の「写真」・「見取図」所轄警察署に対する越谷市の「出動要請書」「結果報告書」等一連の關係文書 | 非公開 | 存否 不回答 | 全部 | | | | 13.2.13 | 13.5.11 | 実施機関の決定は妥当である。 | 市長 (管財課) |

4 審査会答申

答申第2号

越 情 審 査 第 2 号

平成12年9月22日

越谷市議会議長 松 沢 邦 翁 様

越谷市情報公開審査会

会長 右 崎 正 博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成12年7月6日付け越議事第66号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「越谷市議会議長が平成12年6月22日付け越議事第39号で異議申立人に対してした公文書非公開決定の取り消しを求める旨の異議申立て」について

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人による「平成12年6月12日の藤林議員の一般質問にかかる録音テープ」についての視聴の方法による公開請求に対して、当該録音テープは、実施機関である議会が紙の会議録を作成するための補助的手段として開会から閉会までの一連を録音したものの一部であり、会議録の調製後に消去される時限的メモであって、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号、以下「本条例」という。）第2条第2項に規定する「公文書」に該当しないから請求にかかる「公文書」が存在しないと判断して、越谷市議会議長が平成12年6月22日付けで行った非公開決定は、取り消すのが妥当であると判断する。

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本条例第6条の定めるところにより、平成12年6月12日付け公文書公開請求書によって「平成12年6月12日の藤林議員の一般質問にかかる録音テープ」（以下「本件録音テープ」という。）について視聴の方法による公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行ったが、越谷市議会議長が同年6月22日付け越議事第39号の公文書非公開決定通知書により非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を行ったため、その取消しを求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第3 異議申立人の主張要旨

平成12年6月27日付けの異議申立書、同年8月11日付けの意見書及び同年9月6日の当審査会における口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張は、以下のとおりである。

- 1 条文で用いる言葉は、正確性と一義性が求められる。本条例第2条第2項は、市民の目線で読めば疑いもなく磁気テープ（録音テープ）は、公文書として適用されることが文章上明々白々である。

平成11年11月埼玉県行政情報公開制度懇話会の県民広聴集会の集会資料によれば、「対象文書の範囲」の中で「埼玉県は、他県に先駆けて電磁的記録を対象にしてきたが、原則、紙に出力したもので対応してきた。」と記述されている。近隣のすべ

ての自治体は、条文の文言に違いがあっても県の対応と同じである。上意下達的一貫解釈が示されている。本条例に高らかに謳いあげる「個性豊かな地域社会の形成」に努めているとはいえ、前文の精神を逸脱してはいないか。

越谷市と同じ条文の他の市に問い合わせたところ、議会の録音テープは、公開するとの見解を示している。

- 2 会議録が会議の内容を示す補助的手段の一つとして紙に記す方法であるとするれば、同様に録音テープはまた電磁的にフィルムに記録された会議の内容を示し得る補助的手段の一つである。すなわち録音テープは、補助的手段としては紙と同意義である。

利便性から既に録音テープが使用されており、時限的メモにだけ限定せず、全原始情報源として有効性を確保する事が可能であり、公文書として適用が至当である。

市議会本会議は、傍聴者に公開され、録音された内容に秘密事項は含んでないと解することができる。また、訂正等がある場合、しかるべき方法により公開可能な内容とするべきで、したがって、録音テープの公開は可能であり、公文書として該当せしめることが至当である。

- 3 周辺自治体では、次の定例会すなわち2か月から3か月後に会議録が製本され議員に配布されている。録音テープの公開が議会活性化に役立つことを期待するものである。議会情報は、できるだけ早く市民へ還元してほしい。会議録の公開を請求したのではなく、テープの公開を請求したのである。

第4 実施機関の主張要旨

平成12年7月24日付け越議事第71号の公開決定等理由説明書によれば、実施機関の主張は、以下のとおりである。

地方公共団体の議会の会議は、地方自治法(以下「法」という。)第115条の規定により公開が原則となっているが、公開に当たっては、議会傍聴をはじめ、ありのままの会議の経緯を記載した記録としての会議録をもって市民の閲覧に応じるものである。会議録は、法123条の規定により議長に調製が義務づけられているもので、議長及び越谷市議会会議規則(以下「会議規則」という。)第81条の規定により議会において定めた3人の議員の署名がなされて、はじめて会議に関する唯一の公の記録、法に規定された会議録となり得るものである。

録音テープは、その会議録を調製するための手段として作成されるもので、調製までの過程では、会議が録音された後その内容を伝達するため、直ちに印刷製本請負契約を締結した専門業者（委託業者）に送付され反訳される。反訳された内容は、委託業者から返送され、職員によりその反訳内容と録音テープの内容が照合され、さらには、法及び会議規則に基づき必要に応じて訂正又は取り消し等の校正処理が行われ、会議録の原稿となるものである。この間、録音テープは、会議録作成の基礎となるものであるが、法及び会議規則に基づく会議録を調製するまでの作業過程における内容確認の媒体であり、訂正又は取り消しされる内容が含まれていることもあり、その内容は必ずしも会議録と同一ではなく、校正前の未成熟な情報である。

また、議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言の取り消しを、議長の許可を得て訂正をすることができるものであり、会議規則第 80 条においては、取り消された部分については会議録に記載しない規定になっているため、先の発言に対し、後日取り消し又は訂正があった場合には、職員は、これに係る校正処理を行うことになり、閉会までの間、録音テープの内容は、常に取り消し又は訂正の可能性のある不確定な情報である。

したがって、公開請求のあった「平成 12 年 6 月 12 日の藤林議員の一般質問にかかる録音テープ」は、議会が紙の会議録を作成するための補助的手段として開会から閉会までの一連を録音するテープの一部で、これら録音テープは、会議録の調製後に消去される時限的メモであることから、本条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当するものではなく、本条例の適用にならないため文書不存在としたものである。

なお、会議の録音テープの聴取について、現在、議員自身も自己の発言に関する部分のみを聴くことが認められる取り扱いがされていること、また、議会の傍聴においては、現在、傍聴人に配慮し可能な限り会議資料等の配布をしているが、越谷市議会傍聴規則第 13 条の規定により傍聴人が傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をするをすることはできない規定になっていることを付記する。

第 5 審査会の判断

- 1 本条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）との考え方にたって、「公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることによ

り、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資する」(第1条)ことを目的に掲げ、「何人」(第5条)に対しても公開請求権を認めた上で、制度の対象となる実施機関(第2条第1項)に対しては第7条各号に掲げられた情報が記録されている場合を除き、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している。

そして、公開請求の対象となる「公文書」の範囲については、第2条第2項において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定している。本件において、実施機関は、本条例が対象とする「公文書」には該当せず、本条例の適用対象にならないから、請求にかかる「公文書」が存在しないものとして本件非公開決定を行っているので、以下、この点に関し判断を加えることとする。

2 本条例第2条第2項が上記のような規定を採用した趣旨は、情報公開法(平成11年、法律第42号)が「電磁的記録」をも含む「組織共用文書」を対象とするに至った趣旨・経緯をふまえて、文書管理規程上の決裁・供覧等の手続の終了したもののみを対象とするのではなく、より広い範囲の文書・情報を公開請求対象に含めることによって、「市政に関する情報について知る権利を保障」し、「市の諸活動について説明する責任を明らかにする」ためであったことは、本条例の制定過程からも明らかである(越谷市情報公開懇話会「越谷市の情報公開に向けて」(平成10年10月)1~4頁参照)。そのような本条例制定の経過及び背景にかんがみれば、第2条第2項に規定する「公文書」の観念は、実施機関の職員により作成・收受された文書が文書管理規程所定の決裁・供覧等の手続を経て「公文書」として確定されるものと同じではなく、それよりも広い対象範囲をもつものであること、換言すれば、本条例による公開請求の対象となる「公文書」が文書管理規程上の「公文書」に限られるわけでないことも、また明らかである。

そして、情報記録媒体としての「録音テープ」が、第2条第2項に規定する「磁気テープ等」に含まれるものであることは、本条例第15条第1項が公文書公開の実施方法として「視聴」の方法による公開を認めていることからしても、疑問の余地はない(越谷市『情報公開制度の手引』7頁、47~48頁)。

したがって、残る問題は、「実施機関の職員が職務上作成し」たものであるか否か、

「実施機関の職員が組織的に用いるもの」であるか否か、「当該実施機関が保有しているもの」であるか否か、に尽きることとなる。

- 3 この点に関し、実施機関の説明及び当審査会が審査会事務局を通して調査したところによれば、次のような扱いがなされていることを確認できる。

越谷市議会においては、会議録を調製するための補助的手段として、議会事務局職員が操作する2台の録音装置を用いて開会から閉会までの一連の発言が2組の録音テープに録音され、その録音済みの2組のテープは当日には議会事務局に保管されるが、その翌日にうち1組の録音済みテープが反訳・印刷・製本を委託された専門業者（委託業者）に送付される。反訳原稿が出来上がった時点で、反訳原稿とともに録音済みテープが委託業者から返送され、議会事務局職員により反訳内容と録音テープの内容が照合され、必要に応じて取り消し又は訂正等の校正処理が行われ、会議録の原稿が作成されて、それを基に会議録の印刷・製本が行われる。この間、2組の録音済みテープは議会事務局に保管され（ただし、1組のものが反訳のために委託業者に送付され、返送されるまでの間は、1組のみの保管となる。）会議録が完成した段階で消去されている。使用される録音装置と録音テープの双方が、議会事務局の所有にかかるものであることはいうまでもない。

本件録音テープについても同様の扱いがなされ、現在は、議会事務局に管理・保管されている状態である。

- 4 以上をふまえて検討すると、本件録音テープは、会議録の調製のために専門業者に委託されることを前提として実施機関である議会事務局の職員により作成され、反訳のため1組が委託業者に送付され、反訳原稿とともに返送された後に、議会事務局職員により反訳内容と録音テープの内容が照合されるなどして用いられ、その間、一貫して議会事務局により管理・保管されてきている、という事実を確認することができる。そのことは、本件録音テープが「実施機関の職員が職務上作成し」、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」として、「当該実施機関が保有しているもの」に該当することを示しているといえる。

実施機関は、録音テープが「会議録調製のための補助的手段」であり、「会議録の調製後に消去される時限的メモ」であって、確定された会議録と「必ずしも同一ではない」と主張するが、本条例が電磁的記録を含む「組織共用文書」を公開請求対象と定めた趣旨・目的からすると、本件のような録音テープについては、本条例上

は、所定の手続を経て確定される会議録とは別個の、公開請求対象となる「公文書」とみるのが相当である。そのような観点からすれば、たとえ録音テープが「補助的手段」として「時限的」にしか用いられていないとしても、それが保管されていて消去されるまでの間は、本条例に規定する「公文書」に該当するのである。

本件において、異議申立人は会議録の公開を請求しているわけではなく、本件録音テープの公開を請求しているのであるが、録音テープの記録媒体としての意義は何よりもその正確性及び公開請求に対し迅速な対応が可能な点にある。本件公開請求にかかる記録のような場合、紙媒体に印刷される会議録が反訳、校正、印刷、製本等の作業を経て最終的に刊行されるまで少なくとも 2~3 ヶ月の日時を要するのに対して、録音テープの聴取という方法での公開の実施は、正確性と迅速性の点で、知る権利の保障と説明責任の遂行のために有効な手段となり得るものであり、重要な意義をもつことが明らかである。近時、情報公開法及び多くの情報公開条例が録音テープを含む電磁的記録を公開請求対象に含めてきていることは、社会の情報化の進展とともに、それらが情報媒体としてもつ重要性を反映するものであるといえる。

以上のことから判断して、本件録音テープが本条例の対象となる「公文書」に該当せず、本件公開請求にかかる文書が存在しないとしてなされた本件非公開決定は、結果として、本条例の解釈及び運用を誤ったものといわざるを得ない。

実施機関は、また、録音テープの聴取については議員自身にも自己の発言に関する部分しか聴取することができないという「取り扱い」がなされていることを付記しているが、そのような「取り扱い」がなされていること自体、録音テープが実施機関により管理・保管され、組織的に用いられている事実を示すものである。録音テープに本条例第 7 条に規定された非公開情報が含まれているか否かの問題は別にあり得るとしても、そのような「取り扱い」自体は、録音テープが本条例第 2 条第 2 項に規定する「公文書」に該当するか否かの判断を左右するものではない。

- 5 なお、本条例の解釈・運用の手引として作成された『情報公開制度の手引』には、「会議や講演会等を記録した録音テープについては、紙の会議録等を作成するための補助的手段として録音したものであれば、公文書とはしない」(8 頁)との記載があり、本条例と同じ「組織共用文書」観念を採用している条例について、同種の「手引」において同じ説明を加えている例も見られる。したがって、未だ過渡期にあっ

たともいえる施行後1年に満たない本件公開請求時点で、実施機関である議会が、上記『情報公開制度の手引』に従って、本件公開請求に対し対象となる公文書に該当しないと考えて本件非公開決定を行ったことも、実施機関の判断としてやむを得ない面があったといえないわけではない。

しかしながら、情報公開法の制定を受けて、同じく「組織共用文書」を対象とした東京都情報公開条例について、その運用基準を示した東京都政策報道室『情報公開事務の手引』（平成12年1月）においては、「起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に作成した文書であってフロッピーディスク等に記録されているものについても、組織において利用可能な状態で保存されている場合は、組織共用文書に該当する」（18頁）としている。当審査会は、本件公開請求にかかる本件録音テープのごときものも、そこにいう「フロッピーディスク等」と同じ扱いを受けるべきものであると考える。

したがって、本条例第2条第2項についても今後は上記のような趣旨の下に解釈及び運用がなされ、また、『情報公開制度の手引』についても本答申の趣旨に合わせて補正されるよう望むものである。

6 以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成12年 7月 6日 越谷市議会議長より諮問を受けた。

7月10日 処分庁に対して、公開決定等理由説明書の提出を求めた。

平成12年 7月24日 処分庁から公開決定等理由説明書が提出された。

7月27日 異議申立人に対して、公開決定等理由説明書の写しを送付するとともに、同理由説明書に対する意見書の提出を求めた。

8月11日 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書が提出された。

異議申立人から口頭意見陳述申出書及び補佐人付添い申出書が提出された。

8月16日 処分庁に対して、公開決定等理由説明書に対する
意見書の写しを送付した。

8月29日 審査

9月 6日 異議申立人の口頭意見陳述及び審査

9月19日 審査

9月22日 審査

平成12年9月22日

越谷市情報公開審査会

会長 右 崎 正 博

委員 茅 沼 英 幸

委員 近 藤 勲

答申第3号

越情審査第22号

平成13年5月11日

越谷市長 板川文夫様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 茅沼英幸

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成13年2月13日付け越管第97号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「越谷市長が平成12年12月28日付け越管第80号で異議申立人に対してした公文書非公開決定の取り消しを求める旨の異議申立て」について

答 申

第1 審査会の結論

本件異議申立人(以下「申立人」という。)による平成12年12月20日受け付けの「平成11年4月1日以降現在迄の間、越谷市 居住の (以下「A」という。)が(年 月 日生) 越谷市業務(主として都市整備・都市計画・市街地保障等に関する越谷市行政執行に因る業務)妨害の為 越谷市庁舎内所管課に侵入(乱入) 業務妨害(威力) 暴行等被疑事件の現行犯等で逮捕されるに及んだ事務の有無の確認 同上事件の所轄課員の越谷市長に対する「報告書」・現場状況把握の為の「写真」「見取図」所轄警察署に対する越谷市の「出動要請書」「結果報告書」等一連の関係文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求(以下「本件公開請求」という。)について、越谷市長が同年12月28日付けで越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号、以下「本条例」という。)第10条を適用して、存否不回答とする非公開決定(以下「本件非公開決定」という。)をしたことは、妥当であると判断する。

第2 異議申立ての趣旨

申立人は、本条例第6条の定めるところにより、平成12年12月20日に公文書公開請求書によって本件公文書について本件公開請求を行ったが、越谷市長が同年12月28日付け越管第80号の公文書非公開決定通知書により存否不回答とする非公開決定を行ったため、その取消しを求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第3 申立人の主張要旨

平成13年1月4日付けの異議申立書、同年3月9日付けの意見書及び同年3月14日付けの追加意見書によれば、申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

- 1 申立人が関係している裁判において、証人尋問の際、Aが傍聴人として在廷している場合は、Aの有形・無形の圧力により、証人が真実を証言することが極めて困難なので、民事訴訟規則に基づいて、あらかじめAの退廷を求める資料とするために、本件公開請求を行ったものである。
- 2 実施機関は、本条例第9条に規定する公益上の理由による公開の必要性がないと判断しているが、本件公開請求を、真摯に、具体的に、如何に吟味したか、また、

その理由が合理的且つ妥当性を欠くか否か、尚且つ総括的結論に及んだか否か、その記載、裏付ける証拠が見当たらない。

- 3 当該犯罪歴等（証拠がないので犯罪歴と称し得るや否や不明であるが）は、裁判所に予定済の証人尋問施行に際し、その公平・公正を担保し、当該証人の生命・身体に及ぶやもしれない危険を未然に予防する目的（理由）で、Aを傍聴席より排除し、法廷の秩序維持に協力する公益に資する為にその公開を求めたものである。従って、入手したAの犯罪歴等使用目的は明白であり、他に悪用される恐れは、何等存在しない。
- 4 Aが行った行為は、（行ったと仮定して）越谷市役所庁舎内という公開の場所で、衆人環視のもと、本件犯行（若しくは不法行為）を公然と遂行したと推測される。その際、多数の他人にその非行を認知されているはずであるから、Aの行為は、Aの「秘匿」を求めるプライバシーに関する権利を自ら放棄したとみなされてもやむを得ないのではないか。
- 5 また、越谷市役所内での当該不法行為をその頃当地の「マスコミ」が無視する筈はなく、テレビ・ラジオ・地方新聞紙・タウン紙等々、掲載記事の対象となり、当地に於ける「顕著な事象」として認知されたと容易に想像できる。
- 6 実施機関は、その公文書非公開決定通知書で所管課連絡先を「総務部管財課」と特定の上、通知している。ということは、同所が何等かの形で本件不法行為に直接関連する所管課であることが少なくとも識別・特定されるに至ったということでもあろう。
- 7 仮に、Aが本件公開請求に係る行為を犯していないということなら、なおさらのこと当該事実は「存在しない」旨の「事実確認」の情報公開で当該本人の名誉は回復されるし、情報公開の反面「利益」として、かえってAの為になることで、このことが、何故、Aのプライバシーの侵害となるのかわからない。
- 8 本件公開請求は、本条例第9条により公開されるべき事案であると判断し、個人の犯罪歴を公開することの公益と公開されることによる個人が蒙る不利益とを比較衡量した場合、公開する公益の「優先性」、「必要性」があると認められる事例と判断されるべきである。
- 9 上記各事由に基づき、本条例第10条には該当せず、本条例第9条に基づき判断の上、本件公文書の存否を明らかにし、本件非公開決定を取り消し、本件公文書を

公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

平成13年2月27日付け越管第107号の公開決定等理由説明書（以下「理由説明書」という。）によれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

本件公開請求は、市役所庁舎内における事件に関することであるため、越谷市組織規則により「庁舎管理及び取締りに関すること。」を分掌事務とする総務部管財課を所管課としたものである。

本条例第10条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。これは、公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにし、公開又は非公開を決定することが原則であるが、特定個人の情報等に関しては、公開請求に対し、当該公文書は非公開であると回答すると、当該公文書は存在することとなり、非公開としたにもかかわらず、公開したことと同様の結果となってしまう、非公開情報の保護利益が害されることとなってしまう場合がある。したがって、本条例第10条は、このような結果とならないようにするために規定されたものと解される。

本件公文書の内容は、特定の個人の犯罪歴に関する情報であるが、これは、本条例第7条第1号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当することは明らかである。したがって、公開請求に係る特定の個人についての犯罪歴の有無を明らかにするだけでプライバシーを侵害することとなるため、本条例第10条に該当すると判断し、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否したものである。

なお、本条例第9条には、「実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定されている。しかし、公開することの公益性を判断するに当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、これを不当に侵害すること

がないようにしなければならない。とりわけ、個人の人格的な利益その他憲法上保障されている利益については、慎重な配慮が求められるものである。したがって、本条の適用に当たっては、安易にこの条項により公開する事案であると判断することは、厳に慎まなければならないものと考えている。このようなことを踏まえて、個人の犯罪歴を公開することの公益と公開されることによる個人の不利益とを比較衡量した場合、公開する公益上の必要性があるとは認められないと判断したものである。

以上の理由から、本条例第10条に該当すると判断し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

- 1 実施機関は、本条例第10条を適用して、当該公文書の存否を明らかにしないで非公開決定をしたが、このような「存否応答拒否ができるのは、仮に文書が存在する場合にも不開示情報に該当する」(宇賀克也著『情報公開法の逐条解説』有斐閣73頁)場合であるから、前提として、まず、本件公文書が仮に存在するとした場合、本条例の定める非公開情報に該当するか否かを検討する。
- 2 本件公文書は、実施機関が指摘するごとく、その内容が特定の個人の犯罪歴等に関する情報であるから、本条例第7条第1号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるもの」の類型に該当することは明らかである。

何人も自己の名誉、信用、プライバシーに関する事項については、不当に他に知らされずに生活をする権利を有し、これは人の基本的権利として尊重されなければならないもので、プライバシーに関する情報は、いったん公開してしまうと当該個人に回復困難な損害を与えるおそれがあるので、慎重に対処しなければならない。

本条例第7条第1号は、このような個人に関する情報の保護を目的とするものであり、本条例がその前文において尊重する「市政に関する情報についての知る権利」も個人のプライバシーには譲歩することを定めるものである。本条例第3条においても、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。」としつつ、「この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければ

ならない。」と定めるのもこの趣旨に基づくものである。

この点につき申立人は、本件はプライバシーに関する権利を自ら放棄したケース、ないしは、「顕著な事象」として認知されたケースであるから、本条例第7条第1号に該当しない旨主張する。

しかし、以上の本条例第3条及び第7条の趣旨からして、申立人の主張の如く安易にプライバシー性を否定することは許されないものであり、本件公文書が本条例第7条第1号に該当する情報であるとした実施機関の判断は妥当と考える。

- 3 さらに申立人は、「本件公開請求は、本条例第9条により公開されるべき事案であると判断し、個人の犯罪歴を公開することの公益と公開されることによる個人が蒙る不利益とを比較衡量した場合、公開する公益の「優先性」、「必要性」がある」と主張するので、この点について判断する。

本件において申立人が確保しようとしている利益は、証人の生命身体に対する危険を排除して証人が安心して十分な陳述を行う利益である。すなわち民事訴訟事件の証拠調べ期日において、申立人が申請した証人が特定の傍聴人（A）の面前においては威圧され、十分な陳述をすることができないおそれがあるので、これに備えて民事訴訟規則第121条にもとづき傍聴人（A）の退廷を裁判所に事前に上申する際の補足資料として本件公文書を求めているものである。

そこで、民事訴訟規則第121条の規定を見るに、同条は証人が「威圧される可能性」を要件としているが、具体的には例えば、証拠調べ期日以前に傍聴人が当該証人に接触して、「傍聴人の意に反する証言をした場合は、いかなる危害が加えられるか知れない旨」脅迫した場合、あるいはその傍聴人がかつて別の証人に対して傍聴人の意にそぐわない証言をしたことを理由に脅迫した前歴がある場合などが典型であろう。このようにその傍聴人が自己の裁判に関する証人に対して暴行・脅迫行為を行なう傾向の持主といえる場合であれば、証人が、その傍聴人の面前で傍聴人の意にそぐわない証言をすることで、後日、傍聴人から圧力を掛けられることを恐れて、法廷において十分な陳述をすることが出来ない可能性があるといえよう。しかし、本件において求めている公文書は、申立人の主張するところによると、Aが、かつて越谷市役所内において刑事事件を起こし逮捕されたという事実に関する公文書であるから、このような、証人とは全く関係の無い件で刑事事件を起こして逮捕された前歴を持つ人間が在廷していたとしても、このことで、証人が威圧され十分

な陳述ができなくなることはおよそ考えられない。

このような状況のもとでは、申立人が主張する「個人の犯罪歴を公開することの公益と公開されることによる個人が蒙る不利益」とを比較衡量した結果、「公開する公益上の必要性があるとは認められない」とした実施機関の判断は妥当である。

4 以上の検討により、仮に本件公文書が存在する場合でも、本条例における非公開情報に該当すべき公文書であることが明らかである。

実施機関は、この場合の応答の仕方として本条例第10条を適用して、当該公文書の存否を明らかにしないで非公開決定をしたので、この点の妥当性を検討する。

さて、本件のように特定の個人を名指しして特定の事実を探索的に請求してきた場合において、通常の手続きに従い、公文書が存在する場合と存在しない場合とを区別してその取扱いを行うならば、当該公文書が存在すること自体が請求者に明らかになることにより特定の個人に関する情報が公にされ、その結果、個人のプライバシーが侵害されることがある。例えば、特定の個人が、生活保護の被保護者であるかどうか、特別な病気の患者であるかどうか、身体障害者であるかどうか等に関する公文書の場合である。

すなわちこのような場合、当該公文書は「存在するが非公開である」と公文書の存否を明らかにして回答すると、その者が特別な病気の患者であること等が外部に知れるところとなり、非公開としたにもかかわらず公開したのと同様の結果となってしまう。したがって、このような場合の取扱いとしては、公文書が存在する場合も存在しない場合も一律に取扱い、公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することが必要となる。このことを定めたのが本条例第10条である。

この点申立人は、仮に、Aが本件公開請求に係る行為は、犯していないということとなら、なおさらのこと当該事実は、「存在しない」旨の「事実確認」の情報公開で当該本人の名誉は回復される、と主張する。

しかし、本条例第10条にもとづき、「存否応答拒否をする場合に重要なことは、存否応答拒否が必要な類型の文書については、実際に文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすべきであって、文書が存在しない場合には不存在と答えて、文書が存在する場合のみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は文書が存在する場合であることを請求者に推測されてしまう。」(宇賀克也著『情報公開法の逐条解説』有斐閣73頁)ことになるのである。すなわち本件だけに限

定した場合は「公文書不存在」の応答により本人の利益になるとしても、後日同様のプライバシーの公開を求める請求がなされ、たまたま当該公文書が存在する場合には、存否を含めて公開しないという応答をすることになるが、このような応答をした場合、前回の「不存在」との応答と合わせて考えると、今回は当該公文書が存在することが請求者に推測されてしまい、存否応答拒否をしたにもかかわらずプライバシーが侵害されてしまう結果になるのである。

- 5 以上の検討から、本件においては、本件公文書の存否を答えること自体が本条例第7条第1号により保護されている個人のプライバシーを侵害することになるので、本件公文書の存否を答えることはできないものである。またすでに検討したように本条例第9条で定める裁量により公開すべき場合にも該当しないのであるから、本件公開請求に対して本条例第10条に該当すると判断し、公文書の存否を一切明らかにしないで非公開決定をした実施機関の判断は妥当である。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

- | | | |
|-------|-------|--|
| 平成13年 | 2月13日 | 越谷市長より諮問を受けた。 |
| | 2月15日 | 処分庁に対して、理由説明書の提出を求めた。 |
| | 2月27日 | 処分庁から理由説明書が提出された。 |
| | 2月28日 | 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。 |
| | 3月12日 | 異議申立人から理由説明書に対する意見書が提出された。 |
| | 3月14日 | 処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。 |
| | 3月16日 | 異議申立人から追加意見書が提出された。 |
| | 3月19日 | 処分庁に対して、追加意見書の写しを送付した。 |
| | 3月30日 | 審査 |
| | 4月10日 | 審査 |
| | 4月24日 | 審査 |

5月 1日 審査

平成13年5月11日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

| | | |
|-----|-----|-----|
| 会 長 | 茅 沼 | 英 幸 |
| 委 員 | 野 村 | 武 司 |
| 委 員 | 近 藤 | 勲 |

越谷市情報公開条例

平成 11 年 3 月 31 日
条例 第 10 号

改正 平成 12 年 9 月 29 日 条例 第 37 号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

(2) 議会

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有し

ているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

(2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を

定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第 7 条 実施機関は、前条第 1 項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 市の機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、

検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 市の機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第 9 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第 7 条第 1 号から第 6 号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければな

らない。

(公開決定等の期限)

第 1 2 条 前条各項の決定 (以下「公開決定等」という。) は、公開請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して 6 0 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 1 3 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 6 0 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について
公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 1 4 条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外のもの (以下「第三者」という。) に関する情報が記録されているときは、実施機関

は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意

見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 1 8 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 1 9 条 第 1 4 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の管理)

第 2 0 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第 2 1 条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

2 実施機関は、この条例が施行された日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、同日から起算して 5 年以内に作成するよう努めるものとする。

(審議会)

第 2 2 条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施

策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人への協力要請)

第25条 市長は、市が出資する法人のうち市長が定めるものに対し、公文書の公開等に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第 17 条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第 17 条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

別表（第16条関係）

| 公開の区分 | 手数料 |
|-------|------------|
| 閲覧 | 1件名につき200円 |
| 視聴 | 1件名につき200円 |
| 写しの交付 | 1件名につき200円 |

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

平成 12 年度 情報公開制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
0489(63)9136(直通)
平成13年7月20日からは、
048-963-9136(直通)となります。

編集 越谷市総務部情報公開室

平成 1 3 年 7 月